

庁舎清掃業務仕様書

- 1 委託業務の場所 富山市下飯野 70 番 4 号
富山県障害者相談センター（旧富山県身体障害者更生相談所）
- 2 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 委託業務の内容
日常清掃業務
 - (1) 清掃面積 195.89㎡
 - (2) 清掃箇所 別記のとおり
 - (3) 作業人員 1～3 名程度
 - (4) 作業日 毎週木曜日または金曜日とする。ただし、木曜日及び金曜日が富山県の
休日を定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）に規定する県の休日に
当たるときは水曜日とする。
 - (5) 作業時間 1.5 時間（午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間に行うものとする。）
 - (6) 作業内容
 - ア 玄関風除室・裏口風除室
磁器タイル床面は掃き拭き掃除を行い、入り口、ドア、ガラスはタオル拭きで仕上げを
行う。
 - イ アプローチ、ポーチ、スロープ
床面は掃き、散水を行う。
 - ウ 廊下及び各室
 - ・カーペット床面は電気掃除機がけ、軽度のシミについては適正洗剤を用いたシミ抜き、
P タイル床面は、掃き拭き掃除を行いモップ仕上げを行う。
 - ・廊下や階段部分の手摺は雑巾にて清掃を行う。
 - ・インドアマットのほこりを取り除く。
 - エ 便所、手洗場及び湯沸室
 - ・衛生陶器類及び金物類は丁寧に洗剤を用いて磨き、鏡は雑巾で拭きあげ拭きむらやく
もりのないように行い、床面は掃き掃除のうえ、モップにて拭き上げ（便所の磁器タ
イル床面については、ブラシ水洗い）、トイレトペーパー及び石けん液等の消耗品の
補充を行う。
 - ・男子用の便器については、常時、尿石分解剤を置くこととし、その費用は、受託者の
負担とする。
 - ・各便所の排水溝に 1 週間に 1 回水約 2 リットルを流す。
 - オ ほこり取り
床面から概ね 2 メートル以下の壁面、窓枠及び掲示板等のほこりを取り除く。

4 その他留意事項

- (1) 受託者は、身元確実かつ作業能力充分と認められる者に清掃業務を行わせなければならない。
- (2) 作業の実施に当っては、事務及び通行の支障とならないよう充分注意すること。
- (3) 2 m以上の高所で作業する場合には、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 518 条第 2 項に規定する墜落防止措置を講じて作業を行うこと。
- (4) 作業に必要な器具及び洗剤、ワックス等と、トイレトペーパーや石けん液の消耗品等は、受託者の負担とする。
- (5) 便器類の清掃には、金属管を腐食させる塩酸等を使用しないこと。
- (6) 火災予防に十分注意し、作業終了時には窓の閉鎖及び照明の消灯等確認を行うこと。

別記

清 掃 箇 所

室 名 等	面積 ㎡	清掃区分	日常清掃	
湯沸室	6.20	塩ビシート	○	6.20
ゴミ置場	2.40	塩ビシート	○	2.40
小計	8.60			掃き拭き 8.60
廊下	64.05	カーペット	○	64.05
小計	64.05			電気掃除機がけ 64.05
玄関風除室	12.40	磁器タイル	○	12.40
裏口風除室	3.20	磁器タイル	○	3.20
玄関スロープ・ポー チ	16.19	磁器タイル(ノスリップタイプ)	○	16.19
裏口スロープ	6.40	磁器タイル(ノスリップタイプ)	○	6.40
便所(男)	12.40	磁器タイル	○	12.40
便所(女)	12.40	磁器タイル	○	12.40
小計	62.99			掃き拭き 衛生陶器、鏡を磨く 62.99
機械室	11.80	コンクリート(モルタル)	－	－
車庫	48.45	コンクリート(モルタル)	－	－
小計	60.25		－	－
計	195.89	計		135.64